

# 国際業務の紹介

## ～ある中堅審査官のささやかな国際経験を中心に～

国際協力課地域協力第一班長（併：国際政策課多国間政策第三班長）

新田 亮

### 抄録

筆者は、五庁プロジェクトや新興国・途上国支援、経済連携交渉、WTO等への関与を通じて、幾つかの国際業務を経験させていただきました。筆者の経験を共有することで、国際業務の雰囲気をお伝えできればと思います。

## 1. はじめに

JPOの職員が関与する国際的な仕事は多岐にわたり、私が把握できているものは全体のほんの一部にすぎません。

とはいえ、振り返れば、様々な角度から国際業務に携わる機会をいただいたのも事実です。私の経験を通じて、国際関係の仕事の雰囲気を少しでもお伝えできれば幸いです。

なお、執筆内容は個人の考えに過ぎず、JPOとしての公式見解ではない点、予めご了承ください。

## 2. JPOにおける国際業務の担当部署

世界経済のグローバル化に伴い、知財の保護を世界規模で行う重要性が高まっています。JPOは、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において実体的側面での調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対する知財制度の整備支援、世界知的所有権機関（WIPO）や国際貿易機関（WTO）といった国際フォーラムで行われている議論への貢献、その他、経済連携交渉等を通じてグローバルな知的財産環境の構築を目指しています。

JPOにおける国際業務の総合調整機能を担う国際政策課・協力課には、様々な役割の班が存在します。地域（欧米や中韓）毎に複数の担当班がある他、人材育成、商標、意匠、統計、模倣品等の各々の分

野を地域横断で担当する班が存在します。さらに、WIPOやWTOといった国際フォーラムを担当する班、経済連携交渉を担当する班、全体調整、バックオフィス機能を有する班等もあります。

国際政策課・協力課以外では、PPHや協働調査、審査官交流、国際特許分類などを担当する調整課審査企画室、情報システムや特許情報の国際業務を担当する情報技術統括室の他、審査基準室や品質管理室、審判課、商標課、意匠課、国際出願室等、庁内の多くの部署が何らかの国際業務を抱えています。

## 3. 筆者の関与した国際業務

私がこれまで特に関与した幾つかの業務を紹介します（担当時の少し古い話も含まれていますが、仕事の雰囲気はお伝えできるかと思います）。

### （1）五庁プロジェクトをリード

私は、総務課情報技術国際班に在籍していた2012年頃、情報技術関連のプロジェクトを通じて三極（日米欧）や五庁（日米欧中韓）、日中韓の会合等に関与させていただきました。本稿では、特に五庁での取組について紹介させていただきます。

五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国で長官会合を初めて開催し、その後、複数の作業部会（WG1：分類調和、

WG2：情報技術関連、WG3：審査関連、PHEP：制度運用調和関連、等）で具体的なプロジェクトの検討が継続的に行われています。各国知財庁の間で様々な取組が行われていますが、世界の特許出願の約85%を占める五庁で行われている取組は、先進的で影響力のある取組の一つになっています。2021年6月にはJPOがホスト庁となって長官会合が開催され、新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップや、制度運用調和に関する新規プロジェクトの立ち上げ等が合意されたところ（なお、商標及び意匠の分野でも各々五庁会合が開催されています）。

私が特に関与していたのは、情報技術関連であるWG2の会合です。当時は、JPOがリードするワン・ポータル・ドシエ（One Portal Dossier：OPD）のプロジェクトが進行中で、翌年の稼働に向けて各国との調整が行われていました。なお、OPDとは、各国知財庁の特許出願の審査経過に関連する情報（ドシエ情報）を簡単に確認することのできるシステムです。

OPDの開発には、庁内の幾つかの部署が関与していました。私の任務は主に海外庁との調整でしたが、海外にメールを送っても返信が来ないことは日常茶飯事です。一方、JPOの庁内システムにおける開発スケジュールは簡単に変更できるものではありません。スケジュールの遅延が許されないことから、必要な作業やメスを海外庁と密に共有し、進捗状況を頻繁に確認する必要がありました。そこで、

担当者との日々の連絡調整に加えて、各庁の幹部が集まる定期会合も活用し、システム開発の作業工程の中で特に重要な部分は幹部にもインプットした上で、多くの人を巻き込みながらプロジェクトを進めていました。

また、私が着任してまもなく、グローバルドシエ構想の議論が水面下で本格的に開始されました。グローバルドシエ構想とは、各国知財庁のシステムを連携することによって仮想的な共通システムを構築し、各国が有するドシエ情報の一般ユーザへの共有や、新たなサービスの実現を目指すという構想です。2012年にJPOとUSPTOが共同で提案しました（なお、構想が動き出した背景には、当時の総務課企画調査官らの多大なるご尽力がありました）。

2012年の五庁長官会合においてグローバルドシエ構想を進めることが正式に承認され、まずはWIPOが開発しているドシエシステムWIPO-CASE（新興国・途上国を含む複数の国々のドシエ共有システム）とOPDを連携することで、ドシエ情報を五庁以外にも拡大する方向を検討することになりました。ただ、当時、このWIPO-CASEはバンクーバーグループ（オーストラリア、カナダ、イギリス）がWIPOに依頼して開発していたものでしたので、当該グループとの具体的な調整が必要になりました。私は、バンクーバーグループの中で中心的な役割を担っていたIPオーストラリアに単独出張し、関係者15人ほどの前で3日間、システム連携に向けたメリットや技術的な検討課題を必死で説明したことを鮮明に覚えています。

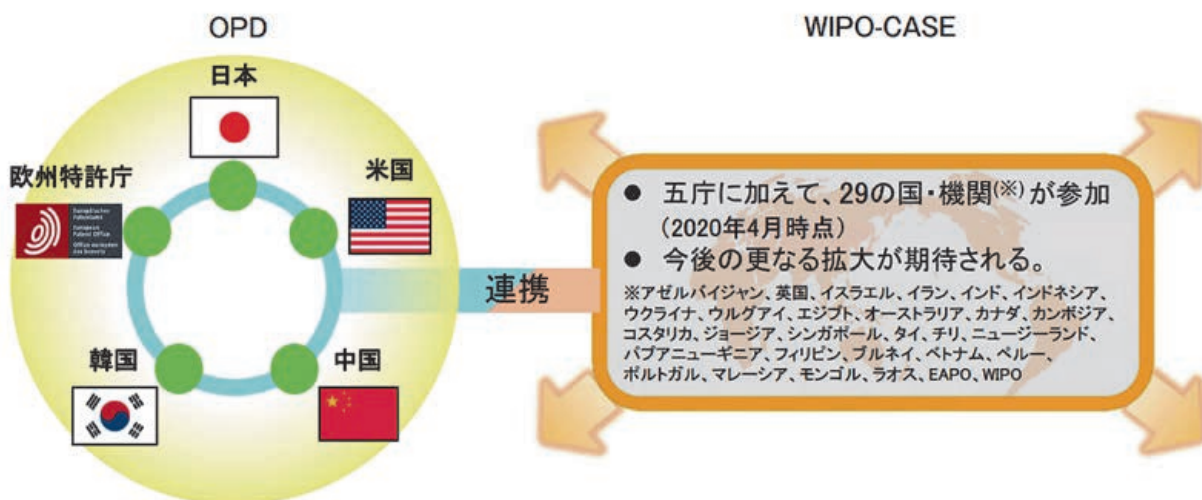


図1 OPDとWIPO-CASEの連携

多くの関係者の貢献もあり、OPDは予定通り稼働することができました。また、WIPO-CASEとの連携も実現し、その後、J-PlatPat等を介して一般ユーザにもご利用いただいています。OPD、そして、グローバルDシエ構想は、五庁協力の1つの大きな成果になっています。

## (2) 新興国・途上国の知財制度の発展に貢献

JPOは、多くの新興国・途上国の知財庁に対して相手庁の状況に応じた様々な協力を行っています。

知財庁の成熟が比較的進んでおり、日本企業の進出も著しいASEAN各国(特に、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア)やインドに対しては、審査運用の高度化・透明化及び実質的な調和等を目指し、密度の高い協力を実施しています。

一方、現時点で知財庁の成熟度は低いものの、今後の日本企業の進出が特に見込まれる国々(例えば、中東、アフリカの国々)に対しても、コストパフォーマンスを重視した協力を実施しています。また、WIPOとの緊密な連携の下、WIPOジャパンファンドを活用した支援も行われています。

ここでは、私が現職で担当しているASEAN地域への取組について紹介します。

なお、ASEANの概況を簡単に付言しますと、ASEANへの知財の出願件数は右肩上がりが増えていきます。この10年間で、例えば、ベトナムやインドネ

シアでは特許の出願件数が2倍になりました。特許については全体的に外国企業からの出願が多く、特に日本企業の出願は高い割合を占めるのですが(例えば、タイでは4割近くが日本企業の出願です)、最近では現地からの出願も徐々に増えてきています。今後の動向に目が離せない地域の一つになっています。

### ①日ASEAN特許専門家会合の立ち上げ

JPOは、2012年から毎年、ASEAN各国の知財庁との間で日ASEAN特許庁長官会合を開催しています。本会合は、ASEAN各国における知財制度の透明化及び効率化、ユーザによる知財制度の活用を促進するべく協議を行う枠組みです。

私は現職にて、2020年度以降の日ASEAN特許庁長官会合を担当しています。2020年7月にオンライン形式で開催された長官会合では、後述する日ASEAN特許専門家会合の立ち上げを含む日ASEAN知財アクションプラン<sup>1)</sup>が合意されました。

アクションプランの目玉の一つが、日ASEAN特許専門家会合の合意でした。実は、五庁等の会議体と異なり、従前の日ASEANの枠組みでは実務者級の会合が存在しておらず、実体的なプロジェクトを前に進める環境が十分に整備されていませんでした。そこで、長官会合からの指示を受けて調査検討を行い、その成果を長官会合に報告して各国知財庁の施策に反映させることを意図して、日ASEAN特許専門家会合の立ち上げが合意されました<sup>2)</sup>(なお、専門家会合の立ち上げは私の前任や管理職の皆様のアイデアです)。



図2 第10回日ASEAN特許庁長官会合(2020年7月)

1) ERIA(東アジアASEAN経済研究センター)を利用した調査研究や、人材育成、国際協定への加盟支援等も含まれています。

2) <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200709001/20200709001.html>





図3 第1回目 ASEAN特許専門家会合（2020年10月）

2020年10月に第1回目 ASEAN特許専門家会合が開催されました<sup>3)</sup>。会合では、JPOにおけるAI関連発明の判断事例に基づき、各国の状況を踏まえた活発な議論が行われました。また、特許出願書類の翻訳の問題について認識が共有されました。その後もフォローアップを継続的に行っており、2021年度には第2回目の特許専門家会合の開催を予定しています。

ASEAN各国における知財制度の発展度合は多種多様であり、専門家会合を円滑に実施していくためには今後も様々な調整が必要でしょう。しかし、日ASEAN特許専門家会合の枠組は、各国の実務者が互いに良い刺激を受ける場所にもなり得るものであり、ASEAN全体の知財制度の底上げと更なる発展に大いに資する可能性を秘めています。

## ② テーラーメイドな協力の実施

JPOは職員を新興国・途上国に派遣し、相手国の個別のニーズに応じた協力も行っています。

本誌の読者には特許審査官が多いと思いますが、特許審査部からは多数の国際研修指導教官をASEAN各国に派遣し、特許審査に関する新人向け研修や技術分野別の応用研修を行っていますので、馴染みのある方も多いことでしょう。コロナ渦でもオンラインでの研修提供を実施しました。

意匠や商標の分野で国際研修指導教官のような専門部隊は用意されていませんが、相手庁からの要請や日本企業の声をふまえて個別に研修をアレンジすることもあります。この1年以内でも、マレーシア、フィリピン、インドネシアで商標の研修、フィリピ

ンで意匠の研修をオンラインで開催しました（JETROシンガポールやバンコク、庁内関係課室に多大なる協力いただきました。）

さらに、JICA専門家という形態でJPOの職員を現地の知財庁に派遣し、より密度の高い協力も実施しています。2021年春には、ベトナムとインドネシアの各々で特許審査の品質向上に関する新規のプロジェクトを開始することができました。

その他、ASEAN各国と締結しているPPHの利用性向上に向けた検討なども行っています。

また、実務者レベルだけでなく、ハイレベル会合も頻繁に行っています。私が現職に着任した2020年4月以降も、シンガポールやベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマーの長官級と二国間の会合を実施し、現状の協力事項の確認と、今後の協力の方向性について意見交換を行いました。

このように、JPOはASEAN等の新興国・途上国に対して様々な協力を実施しています。これらは現地の知財制度発展に当然に寄与するものであり、現地知財庁から大いに感謝されています。また、知財制度の発展はビジネス環境の向上を意味することから、現地に進出する日本企業にとっても裨益するものです。

なお、近年は他の先進国もASEAN等の新興国・途上国への協力を力を入れています。新興国・途上国にとってJPOの協力が引き続き有用で魅力的なものとなるように、そして、日本企業にも裨益するように、現状の地位に満足することなく協力内容に更なる磨きをかけていく意識を持つことも重要だと思います。

3) <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/102701.html>

## column ■ 国際業務全般に関わる最近のトピック ■

### (1) コロナ禍での国際業務

新型コロナウイルスの影響により、国際業務の進め方は大きく変容しました。対面での会議や研修提供がなくなり、オンラインに移行しました。コロナの影響で国際業務が少なくなったのかというと、そんなことはありません。海外に行くための時間を要することなくオンラインで気軽に連絡が取れるようになった結果、海外庁との会議が増えたチームもありました。

オンライン会議を活用することで成果も出ています。例えば、インドとの間のPPHについては、利用性向上に向けた議論がインテンシブに行われ、その結果、改善が図られました<sup>4)</sup>。一方、対面で一度も会ったことのない相手との信頼関係構築は、オンラインでは難しいという声も多く幹部から聞かれます。新型コロナウイルスの影響が早期に終息し、海外庁との対面での交流が再開されることが望まれています。

### (2) 知財と公衆衛生の議論

新型コロナウイルスの影響が世界中で深刻化する中、知財と公衆衛生の議論が再燃しました。2020年10月にインドや南アフリカから、新型コロナウイルスの予防、封じ込め及び治療に関してTRIPS協定の一部の規律を免除する提案がなされました。その後、当該提案について議論するためにジュネーブでは臨時の会合が幾度となく開催されています(執筆時点でコンセンサスは得られていません)。

EUのように、知財は障害となっておらず、コロナ変異株への対応や将来の感染症に備えて技術革新への投

資を促すためにも知財の保護が重要であると訴える国々ある一方、2021年5月には、米国政府がコロナワクチン知財の一時放棄に同意することを発表するなど、先進国の中でも見解に相違があり事態は複雑な様相を呈してきています。

### (3) イノベーションやSDGsへの知財の貢献

知財と公衆衛生への関心が高まり、知財が社会課題解決の妨げになっているとの声もある一方、イノベーションやSDGsへの知財の貢献の重要性がこれまで以上に声高に叫ばれるようになりました。

JPOは2020年6月にUSPTOと連携して発出した声明を皮切りに、様々な場面でイノベーション促進を支援していく決意を表明しています。また、海外庁の幹部もイノベーションと絡めて知財の重要性を唱えています。例えば、筆者の関与したイベントIP Week (シンガポール知財庁主催で2020年8月に開催)のKeynote IP Leaders Panel (テーマはAccelerating Innovation, Recovery and Growth in the COVID-19 Era)では、JPO 糟谷長官をはじめ各国の知財庁長官(米英中星)からイノベーション促進に資するための知財庁の取り組みが紹介されました。

さらに、2021年6月に開催された国際シンポジウムでは、知財を活用して環境技術の普及に貢献するWIPO GREENの取組の現状、課題、今後の発展に関する議論が行われました<sup>5)</sup>。環境問題を含む社会課題の解決に向けて知財で何ができるのかを考えていくことは、今後、益々重要なテーマになっていくのかもしれない。

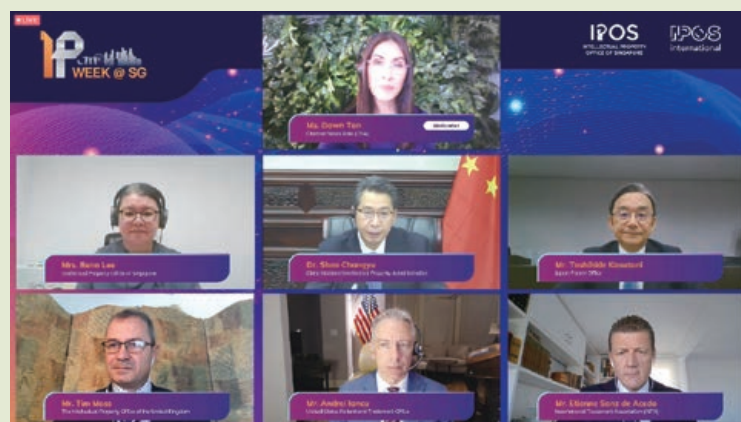


図4 IP Week Keynote IP Leaders Panel (2020年8月)

4) [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_india\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html)

5) <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202106/2021062201.html>

### ③制度改善に向けた働きかけ

日本企業が海外ビジネスを行う上で現地の知財制度が支障となっている場合、相手政府に対して日本政府から働き掛けを行うこともあります。ここでは、私も関与したインドネシアの例について紹介します。

2016年8月に施行された「インドネシア改正特許法」では、次の規定が盛り込まれました（以下、国内実施要件）。

- (ア) 特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う。
- (イ) 当該義務を履行しない場合、特許付与後に当該義務の不履行のまま36か月経過すると強制実施権付与の対象となるほか、特許取消しの対象になる。

上記の国内実施要件については、インドネシア国内で特許権を実施していない場合に権利取消しの対象となり得るため、多くの日本企業から懸念の声が上がっていました。また、TRIPS協定第27条との整合性の観点で問題となる可能性がありました。

そこで、日本は、EU、米国及びスイスと協同でインドネシア政府に対し懸念を伝達の上、TRIPS協定の遵守徹底を要望しました。その後も、現地での働き掛けを継続した結果、2018年7月にインドネシア政府から法務人権省大臣令が発付されました。当該大臣令では、インドネシア国内で発明を実施できない特許権者に対し、法務人権省に対し延期理由を添えて申請書を提出することで5年間の猶予を求めることが可能（延長も可能）とされました。

さらに、2020年2月には、特許法の国内実施要件改正を含む「雇用創出関連オムニバス法」草案が国会に提出され、同年11月に大統領署名に至まし

た。当該オムニバス法の成立により、「輸入」と「ライセンス」が実施の範疇に加えられ、国内実施要件に対する一定の改善が見られました。

私は、通商政策局通商機構部に在任中（2017年～2018年）、在インドネシア日本国大使館や外務省、特許庁とも調整の上、先方への働き掛けの初期対応（欧米との共同書簡の発出等）を行いました。その後の制度運用改善に繋がるきっかけになったと、今でも知財関係者から評価いただくことがあります。

### (3) 知財に関する協定作り

通商政策局通商機構部に在任中には、知財の経済連携協定／自由貿易協定（EPA／FTA<sup>6)</sup>の知財章の国際交渉も担当させていただきました。

EPA／FTA交渉について馴染みのない方も多かもしれませんが、例えば、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）<sup>7)</sup>や、RCEP協定<sup>8)</sup>（地域的な包括的経済連携協定）が代表的なものになります。関税の削減や撤廃が主戦場になりますが、知財を含む様々な分野のルール交渉も同時に行われています。

知財分野の代表的な国際協定の一つにTRIPS協定があります。今でも、上述のインドネシア国内実施要件のようにTRIPS協定に抵触する（可能性のある）制度が導入される一方、知財侵害の手口が高度化し、企業の活動も多様化する中で、TRIPS協定の義務だけでは企業が海外で安心して経済活動を行うことができない場面が発生しています。WTO等の場でもマルチのルール交渉ができないことはありません。知財については各国の立場の隔たりが大きく、議論を進展させることは容易ではありません。そこで、相手国の事情に応じたプルリ・バイの個別

6) 狭義には、FTAが特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定を指す一方、EPAが貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護等におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定を指します。ただし、近年のFTAでは、関税撤廃・削減やサービス貿易の自由化にとどまらない、様々な新しい分野を含むものも見受けられます。

7) オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国で交渉が進められてきた経済連携協定です。その後、2017年1月に米国が離脱を表明したことを受けて、米国以外の11か国の間で協定の早期発効を目指して協議を実施。2017年11月のダナンでの閣僚会合で11か国によるTPPにつき大筋合意に至り、2018年3月、チリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」が署名されました。

8) ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの合計16か国で交渉が進められてきた経済連携協定です。2019年11月の交渉会合でインドが不参加となり、2020年11月にはインドを除く15か国で署名されました。



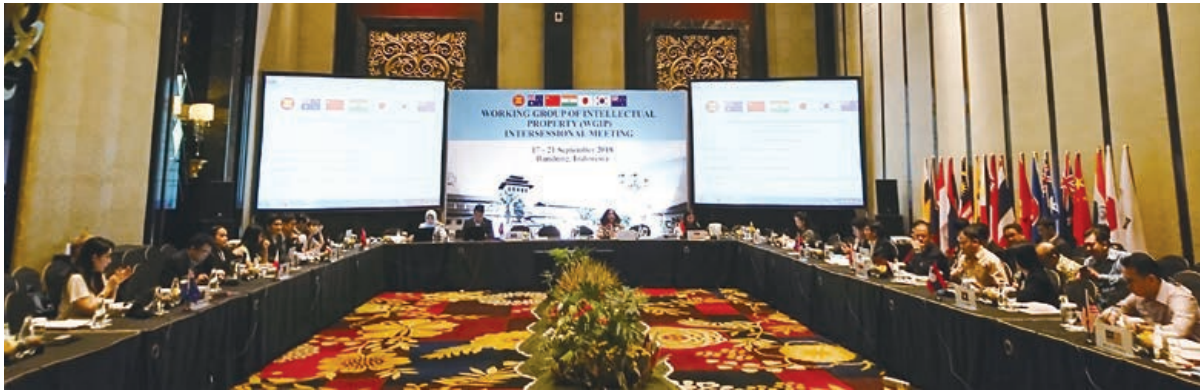


図5 RCEP知財交渉会合（2018年9月、インドネシア）

交渉が可能となるEPA/FTAの枠組みを利用して、TRIPS協定以上の知財保護を求めて交渉を行っています。

例えば、RCEPの知財章では、著作権侵害物品及び不正商標商品に対して、権限のある当局が廃棄命令権限を有すること（第11.72条）や、職権で輸入を差し止めることができる手続を採用又は維持すること（第11.69条）など、TRIPS協定を上回る規律が規定されています。

私が着任した頃の状況は、就任したばかりの米国トランプ大統領がTPP離脱の大統領令に署名し、発効前の状態にあったTPPが漂流しかけていました。また、RCEP交渉は開始して4年ほど経過していましたが、知財分野も含めて交渉は難航しており、合意に向けて未解決の論点が山積していました。さらに、日EU・EPA交渉が山場を迎えていた他、日トルコEPAや日中韓FTA等の交渉が並行して行われていました。

EPA/FTA交渉には日本の複数の省庁が関与しています。知財分野でも文化庁（著作権）、農水省（農水産品の地理的表示、植物新品種）、厚労省（医薬品データ保護、パテントリンケージ）、財務省（国境措置、酒類の地理的表示）、特許庁（産業財産権）、経産省（エンフォースメント全般、営業秘密、不正競争）等が関与し、全体の取り纏めは外務省が行っています。私の主担当はエンフォースメントや営業秘密、不正競争に関する規律でしたが、特に経産省の幹部は全体を俯瞰した上で交渉戦術を検討する傾向があり、レクの際には他省庁の所管分野を含めての状況説明が求められることも多くありました。

EPA/FTA交渉を上手く進めるためには、過去の交渉経緯の把握はもちろん、相手国の国内法規や当該国が他国と締結している協定の規律についても把握しておくことが重要です。また、条文案を検討する場合、当該条文案が日本の法令で担保できていることも確認する必要があるため（担保していないと、法改正が必要になります）、当然、日本の法令についての理解を深めておくことも重要になります。そのため、知財関係者であっても、慣れるまでは苦労する人が多いかもしれません（私もかなり苦労しました）。

ところで、国際交渉の担当者は外国との折衝ばかり行っているというイメージを持つ人も多いかもしれません。たしかに、交渉会合に出席すると、朝から晩まで会場に缶詰状態になって交渉する場合があります。これは、本会合の合間に、二国間（又は少数国グループ間）での非公式の打ち合わせが頻繁に実施されることも一因です。このような打ち合わせでは、相手国と腹を割って話し合うこともできますので、本会合の議論を進める上で極めて重要な役割を果たすこととなります。

しかし、意外かもしれませんが、国内調整にもそれなりの時間を要します。と言いますのも、まず、EPA/FTA交渉では、全体の取り纏めを行う外務省の理解を得られないと他省庁が単独で海外と調整を進めることは難しいということがあります。また、交渉相手からの提案が日本側の複数の省庁に跨がる場合もあります。さらに、交渉の次の一手（条文の修正案提示・取り下げ、パッケージ案の提示等）をどのタイミングで持ち出すのかの検討を行う際、交渉の現状評価と今後の見通しについては省庁間で温

度差がある場合もあります。そのため、日本側が一枚岩になるためにも、外務省含む他省庁との認識共有や擦り合わせが欠かせません。

私の在任中、TPP11 (CPTPP) 及び日EU・EPAの交渉が合意されて署名に至りました。また、RCEP交渉にも大きな進展があり、後任の在任中に署名されています。知財分野の交渉が進んだ背景には、外務省の交渉官、通商機構部知財制度調整官、特許庁国際制度企画官らをはじめとする、日本側交渉団の卓越したリーダーシップと調整能力がありました。

#### (4) 知財以外の分野での国際業務

近年は、庁外に出向して知財以外の分野で国際業務に携わるJPO職員も多くいます。私も本省出向中にWTO TBT協定を担当し、ジュネーブで開かれる会合に頻繁に出席させていただきました。

TBT協定とは「貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade)」のこととして、各国の規制 (正確には、規格や適合性評価手続) が、国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないように立案、制定及び適用されることを確保することを目的とする協定です。

年に3回ジュネーブで開催されるWTO TBT委員会では、事前に日本企業 (業界) から寄せられた懸

念をふまえて、TBT協定に抵触する可能性がある各国の規制について問題提起を行っています。問題提起しても解決しない場合は、WTOの紛争解決手続に進む場合もあるのですが、その事前調整のような役割を委員会は担っています。業界の懸念は、省内の原課を介して伝えられることになりませんが、原課職員の同席のもと、私が企業や業界の担当者と直接お話しして規制の詳細を伺い、TBT協定との抵触性を検討することも頻繁にありました。

例えば、2018年にベトナムで施行された政令116号では、事業者がベトナムに自動車輸出する際、外国政府が発出する型式認可証の提出が求められることになりました。ところが、通常、型式認可証は各国の国内で使用される車両に対して、各国の安全基準や環境基準に基づき発行されるもののため、輸出車両向けに発行されるものではありません。そのため、事実上日本からベトナムへの自動車の輸出ができない状態となり、実際に輸出が停止してしまうという事態に発展しました。私のもとにも日本の自動車業界から相談が寄せられ、TBT協定に抵触する可能性がありましたので、WTO TBT委員会での問題提起を行いました。

TBT委員会での取り扱う規制の範疇は幅広く、前述のベトナムの事例以外にも様々な規制を取り上げています。私の在任中でも、サイバーセキュリティ関連や自動車、化粧品等に関する中国の規制、化学物



図6 WTO TBT委員会 (WTO作成動画より<sup>9)</sup>。左下は発言中の筆者)

9) <https://www.epingalert.org/en>



質に関する韓国の規制、玩具に関するインドネシアの規制等を日本から問題提起するとともに、二国間協議などを通じて「関係国」への働き掛けを行いました。

この「関係国」には、規制を導入している国以外も含まれます。というのも、ある国の規制に対して日本と同様の関心を有している国が他にいる場合がありますので(特に、欧米等の先進国)、そのような国とは事前の二国間協議の場で情報交換を行い、本会合の対応方針について擦り合わせを行うこともありました。なお、事実上、私は日本のデリゲーションヘッドとして委員会に参加していたこともあり、関係国とのやり取りを前面に立って行うことが多くありました。

TBT委員会で問題提起した後、解決に向かった事案も多数存在します(上述の政令116号も改正されました)。委員会の貢献の程度を正確に評価することは難しいのですが(というのも、産業界や現地日本国大使館から現地政府への働き掛け等、他の交渉ルートと並行してTBTが活用される場合が多いからです)、世界160カ国以上の加盟国で構成されるWTOの場で自国の規制を問題視されることは、たいていの国にとってはプレッシャーになりますので、委員会での議論も一定の貢献はあるのだらうと思われま

なお、JPOの職員は、WIPOで開催される会議やWTOのTRIPS理事会に出席するためにジュネーブに出張することが多くなります。私もWIPOのCWS(Committee on WIPO Standards)という会議や、WTO TRIPS理事会に出席したことはありますが、これらの会議について網羅的に解説した素晴らしい寄稿が過去の特技懇誌にも幾つかありますので、そちらを参照ください<sup>10)</sup>。

## 5. 雑感

以上、私の経験した業務の概要を紹介させていただきました。ここでは、これまでの経験を通じて感じていることを3点ほどお伝えします。

### (1) JPOのリード

私は、JPOが率先してプロジェクトをリードしたり調整したりする場面に何度も遭遇しました。道を切り拓いていただいた上司や先輩方の貢献度は計り知れず、簡単に真似できるものではありません。

ただ、JPOの国際調整能力は、他庁と比較しても総じて優れているところがあると思います。JPOは相手の状況をきちんと理解した上で解を提案する傾向があるように私は考えていますが、そのようなことが出来ている庁は意外に少ない気がします。

極めて難解な事案や、日本が前に出ることが得策ではない事案もありますが、何かリードしたいプロジェクトがあれば、恐れる必要はないかもしれません。JPOは海外庁を先導する十分なポテンシャルを備えていると思います。

### (2) JPOに対する信頼性の維持・向上

JPOが海外と円滑にコミュニケーションできている背景には、JPOに対する信頼(高品質な審査や先進的な施策の数々、国際フォーラムの議論への貢献、新興国・途上国に対する各種協力の提供など)も少なからず影響しているように感じています。そのため、JPOの良い部分を対外的にきちんとアピールしていくことは、今後も重要だろ

うと思います。一方、海外の知財庁でも、新興国を含めて先進的な施策が次々と導入されており、JPOの参考になるものも少なくはありません。海外の動きをいち早く庁内の関係者に共有し、必要に応じてJPOの施策の更なる発展に結びつけていくことも国際担当の重要な任務だと思っています。幸い、世界各地に駐在しているJPO関係者からは、毎日のように新鮮な情報を届けてもらっています。このような情報を活用しない手はありません。

### (3) 担当以外の地域や分野の動向の把握

自分の担当以外の地域や分野についての動向を把握しておくとともに、ときには大所高所から状況を

10) 上嶋 裕樹「国際機構班の業務について」(特技懇第290号)や、伏見 邦彦「多国間知財外交に身をおいて」(同280号)を参照ください。

見る癖をつけることも重要です。

特に地域担当をしていると、自分の担当地域の業務を遂行するだけで精一杯で、他の地域でどのようなことが起きているのか把握する余裕がないこともあります。しかし、例えばASEAN地域では、JPOだけでなく他の多くの先進国が現地知財庁と様々な取組を行っています。さらに、途上国が他地域の途上国へ協力を行っているような場合もあります。世界各国は益々接近し、その関係は複雑化しています。このような情勢の把握を通じて、各国知財庁の考え方が見えてくることもあります。

また、他の地域で起きていることを知ると、自身の担当地域で起きている問題解決のヒントにつながることもあります。私は、現職において座席の近いインドや中南米、中東・アフリカ地域の担当者と意見交換をすることがよくありますが、自身の視野を広げる良い機会になっています。

さらに加えると、制度や運用というのは国境を越えて伝搬するものです。JPOとUSPTOとの間で始まったPPHが世界中に広まったことはJPO職員としては嬉しいことですが、逆に、多くの日本企業にとって望ましくない知財制度や運用が伝搬していく可能性だってあるかもしれません。他地域で起きていることを対岸の火事とは思わず、将来自分の担当地域で問題となることがないように、日頃から予防

線を張っておくことも、簡単ではないですが必要だと思います。

## 6. 最後に

冒頭で申し上げたように、私の把握している国際業務全体のほんの一部です。今でも、国際両課の管理職から助言をいただくことは依然として多く、仕事の奥深さも痛感しております。

JPOには、豊富な国際経験を有する職員が沢山います。ぜひ、そのような方々から体験談を直接聞いてみてください。エキサイティングな話に仰天するかもしれません。

### profile

#### 新田 亮

(にったりょう)

2006年特許庁入庁、情報・通信技術の特許審査に従事。その間、総務課情報技術国際係長、米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校客員研究員、調整課審査推進室長補佐、通商政策局通商機構部参事官補佐、国際政策課・協力課長補佐等を歴任。